

§ 1 定期報告の対象となる特定建築物等及び報告時期

1 定期報告の対象となる特定建築物（以下「報告対象建築物」という。）と報告時期

No.	用途	政令で定める規模	細則で定める規模	報告時期
		<ul style="list-style-type: none"> その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超える建築物 避難階以外の階をその用途に供する建築物 上記に該当する建築物で下記に指定するもの	<ul style="list-style-type: none"> その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超える建築物 階数が3以上でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の建築物 上記のいずれかに該当する建築物で下記に指定するもの	
1	劇場、映画館又は演芸場	<ul style="list-style-type: none"> 当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの 当該用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上のもの 主階が1階にないもの（劇場、映画館、演芸場に限り。） 	その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの	平成31年及び令和3年と以後の年4月1日から12月31日まで
2	観覧場（政令に除外するものを除く。）又は集会場	<ul style="list-style-type: none"> 当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの 当該用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上のもの 主階が1階にないもの（劇場、映画館、演芸場に限り。） 	その用途に供する部分の床面積の合計が600㎡を超えるもの又は3階以上の階をその用途に供するもの	
3	旅館又はホテル	<ul style="list-style-type: none"> 当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの 2階における当該用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上のもの 	その用途に供する部分の床面積の合計が600㎡を超えるもの又は3階以上の階をその用途に供するもの	
4	病院、診療所（患者の収容施設に限る。）又は児童福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> 当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの 2階における当該用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上のもの（児童福祉施設等は高齢者、障害者等に供する建築物と読み替える）※ 	その用途に供する部分の床面積の合計が600㎡を超えるもの又は3階以上の階をその用途に供するもの	令和2年及び令和3年と以後の年4月1日から12月31日まで
5	百貨店、百貨店、展示場、ホール又は遊技場を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> 当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの 2階における当該用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上のもの 	その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの	令和3年及び令和4年と以後の年4月1日から12月31日まで
6	キャバレー、ナイトクラブ、パブ、飲食店、浴場（個室付浴場に限る。）又はカフェ、公共的施設、客用店	<ul style="list-style-type: none"> 当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上のもの 	その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの又は3階以上の階を有するもの（3階以上における当該部分の床面積の合計が100㎡以下のものを除く。）	
7	体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場（学校に属するものを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> 3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの 当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上のもの 		

※ 政令で定める病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る。

また、高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物には、以下の用途に供する建築物が該当します。

- 共同住宅及び寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）
- 助産施設，乳児院，障害児入所施設
- 助産所
- 盲導犬訓練施設
- 救護施設，更生施設
- 老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所，看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）その他これに類するもの（宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターを含む。）
- 養護老人ホーム，特別養護老人ホーム，軽費老人ホーム，有料老人ホーム
- 母子保健施設
- 障害者支援施設，福祉ホーム，障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所（利用者の就寝の用に供するものに限る。）